

会 議 録

会 議 名	令和5年度第1回 東浦町部活動の地域移行推進協議会	
開 催 日 時	令和5年5月9日(火) 午後7時から午後8時45分まで	
開 催 場 所	はなのき会館 研修室	
出 席 者	委 員	二宮 立美 氏（会長）、平野 俊之 氏（副会長）、 坂部 博幸 氏、二村 圭史 氏、岩尾 由起男 氏、 廣瀬 恵 氏、新美 佳三 氏、梶山 博史 氏、 長坂 恒幸 氏、浅田 潤一 氏
	事務局	横井教育部長、畔上学校教育課長、松尾学校教育課主 幹兼指導主事、瀬之口学校教育課統括課長補佐兼指 導主事、佐東生涯学習課長、関生涯学習課係長、近藤 生涯学習課主事、杉浦スポーツ課長、永井スポーツ課 統括課長補佐、重野スポーツ課係長
議 題 (公開又は非公開の別)	1 報告事項 2 協議事項 (1) 教職員説明資料、部活動懇談会資料について (2) 「町営クラブ（仮称）」設立に向けた諸問題への対応について (3) 「町営クラブ（仮称）」設立可能活動の検討について	
非公開の理由 (会議を非公開とした場合)		
傍 聴 者 の 数	0 名	
審 議 内 容 (概 要)	委員の出席及び会議の成立を確認 傍聴者の確認及び傍聴の許可 議題の審議内容等は、別紙のとおり	
備 考		

1 会長あいさつ

2 議題1 報告事項

事務局・・・ ① 愛知県部活動の地域移行推進計画について

愛知県教育委員会から令和4年度中には公表すると聞いていたが、公表されなかったため確認したところ、5月下旬から6月上旬に延期になったと報告を受けた。

事務局・・・ ② 教職員説明資料、部活動懇談会資料について

資料1は、中学校長が教職員向けに今までの協議内容を報告するために作成した資料である。その内容について、新たに検討し変更した内容があるため、ここで確認したい。

まず、検討事項の1、学校部活動の大会等への参加についてである。以前の記載では、「令和8年度（改革推進期間後）からは、学校部活動として大会等へは参加しない」となっていた。しかし、その場合、令和6年4月入学の学年が、令和8年3月（2年生3月）までは大会に学校から出場できるが、令和8年4月（3年生4月）になったら出場できないということになるため、入学時に納得のいく説明ができない、9月を切れ目とするべきとの意見があったため、「令和7年度9月から」と変更した。時期については、部活動が教育課程外の活動であり、学校の状況に応じて校長先生方で判断するものであるため、3中学校合意であれば「令和7年度9月から」という判断に異論を唱えることはできないが、その時点で「町営クラブ（仮称）」に部活動と同じ活動が立ち上がっていないことは考えられるので、立ち上がっていないスポーツ・文化活動については、公的な組織から大会等へ参加する機会はなくなるということは再度共通認識したい。

次に、吹奏楽の活動について指導者の募集状況によって、方針に変更委があったため、その点について生涯学習課長から説明をする。

事務局・・・

吹奏楽については、当初の予定では3中学校別々で活動を立ち上げる予定でいたが、東浦吹奏楽団に指導者として従事する意思があるかアンケートを行ったところ、町営クラブとして活動を行うためには少なくとも3名の指導者が必要という部分をクリアすることができなかった。思いつくだけの企業や大学、吹奏楽の活動を行っている団体に問い合わせてみたが、現時点で指導者を派遣する体制が整っていないとのことだった。

た。よって、令和5年9月から吹奏楽クラブを立ち上げることは難しい状況である。

事務局・・・ 次に、「従来の部活動にない活動も立ち上げていくことを想定」の記載についてである。記載のとおり、従来の部活動にない活動も立ち上げていくべきなのか、部活動を優先して立ち上げていくべきなのかというのが、議論をしていると委員によっても見解が異なることがあるので再度共通認識したい。今までの協議では、部活動と「町営クラブ（仮称）」は別物として考えることが前提であったため、基本的に部活動に関係なく準備が整った活動から立ち上げるということであったと思う。その考え方でよいかご意見を伺いたい。

事務局・・・ 資料2は、各中学校の部活動懇談会にて事務局が部活動及び「町営クラブ（仮称）」について説明するための資料である。

まず、東浦町が地域クラブの設立に取り組むことになった背景について、国の方針を紹介しながら説明する。次に、東浦町の現状を報告し、地域クラブ設立の必要性について理解をしてもらう予定。

そして、令和5年度からの東浦町の部活動の原則を説明し学校が休日の練習を行わなくなることを受けて、教育委員会で活動機会の創出として準備が整ったところから「町営クラブ（仮称）」を立ち上げていくことを伝える。その後、今までの議論の中で決定してきた方針について伝えていく。参加費や保険については、今までの方針と違う内容が記載されていると思うが、詳細は後の資料で説明する。最後に、登録から活動日までの流れ、立ち上がる種目・活動場所について伝えて説明会を終わりたいと考えている。

事務局・・・ ③ 「町営クラブ（仮称）」設立に向けた諸問題への対応について

資料3-1は、「町営クラブ（仮称）」設立に向けた諸問題への対応について案をまとめたものである。今までの協議では、令和5年9月から「町営クラブ（仮称）」を立ち上げる条件として、事務的な作業を学校や保護者にも担ってもらうとしていたが、負担を削減していく観点から、新たな方法についても提案するので、意見を伺いたい。

まず1の指導者、参加者の保険についてである。指導者の保険について変更はないが、参加者の保険については、今までは、「参加を希望する生徒は必ず保険（傷害、個人賠償責任、移動中 保障）に自己負担・自己手続きで加入する」としていたが、教育委員会が運営する団体ということで、町が加入している「ふれあい保険」を適応していきたいと考えている。「ふれあい保険」を適応した場合は、町が一括して支払いを行っ

ているため、受益者負担や手続き作業はなくなる。「ふれあい保険」の補償内容の詳細が資料3-2になるので、ご確認いただきたい。

次に、2の参加費等の徴収、集金方法についてである。「町営クラブ（仮称）」が自由意思による参加である以上、すべてを町費で負担するのは参加しない家庭に対して不平等という考えから、参加費の受益者負担を想定している。知多管内のどの市町も同様に、参加費の受益者負担を想定しており、地域クラブの在り方として、受益者負担は妥当であると言わざるを得ないが、保護者心理を考え、令和5年9月から令和6年3月末までは試行期間として参加費は徴収せず、令和6年度の募集から受益者負担を導入することとしたいと考えている。また、集金方法としては、給食費や学年費の引き落としシステムが流用できないか検討している。

次に、3の登録方法、出席確認、欠席連絡等の考え方についてである。登録方法については、「あいち電子・届出システム」を活用したインターネット上での申込みとし、「町営クラブ（仮称）」に登録すれば、自由にどの活動にも参加できることとしたい。募集を随時とするか、加入月（4月、9月）を設定するか、併用するべきかについては、参加費の額や引き落としシステムの活用によっても変わってくるため、事務局で決定し次第、報告する。

次に、出席確認、欠席連絡等の考え方についてである。森と川スポーツクラブの運営方法を参考にして、町HPに翌月の活動日時を掲載し（募集案内、会員証の裏面に町HPのQRコード記載）、参加者はそれを確認して自己責任で参加することとし、出席確認はしないこととしたい。そして、開始時間から1時間が経過しても参加者がいない場合は、活動を中止する（1時間分の報酬は支給）。指導者の実績報告の方法についても、外部指導者と同様に学校で集約してもらうこととしていたが、指導者登録証に記載したQRコードから「あいち電子・届出システム」にて活動日・活動時間を報告してもらうかたちとして業務量の軽減をしていきたい。

最後に、4の性別の取り扱いについてである。「活動に親しむ」ことを目的とし、将来的には年齢等に関係なく参加できるかたちを理想としていることから、男女の区別なく活動していきたいと考える。ただし、大会等への出場の関係で分ける必要が出てきたところは、その時に検討していくこととしたい。

事務局・・・

④ 「町営クラブ（仮称）」指導者募集の状況について

資料4は、現在までに登録のあった指導者の一覧である。なお、文化活動については要綱の関係で一緒に募集することができなかったため、

スポーツの指導者のみである。種目別にサッカー4名、その他3名、ソフトテニス2名、ソフトボール2名、バスケットボール4名、ハンドボール10名、剣道2名、柔道10名、卓球2名、軟式野球2名、バレーボール2名、陸上競技2名、バドミントン1名、少林寺拳法2名、水泳1名の計49名である。この状況を踏まえて、現在9月に立ち上げ可能な種目として考えられるものを資料5にまとめた。また、活動場所案も記載した。ハンドボールは東浦中学校にゴールがあるため、東浦中学校体育館、日時調整のしやすさを考えると、同じ体育館種目は別の場所にできると運営しやすいと考え、バスケットボールは人数割合の多い西部中体育館、サッカーは3中学校に部活動があるため、真ん中の東浦中学校グラウンド、柔道は東浦中学校の飛翔館には畳が常設されていないとのことなので、北部中学校武道場、最後の剣道は、柔道と重ならないようにすると、東浦中学校飛翔館となり、このように想定してる。資料4、資料5については以上。

ここで、次第にはないが、坂部委員より前回提案のスケジュールの改訂版を提出してもらったため、坂部委員から説明をお願いする。

委員・・・

大きな問題、小さな問題と積み重なっているが、ベクトルが合っていないとうまくやっていけないと思っているため、流れが見えるように提案している。もう一つは、私の視点から見た課題や問題点を事務局にインプットしてもらうためである。今回追加したの右下の赤字となる。まず一つ目は、指導者の都合で場所を変更するなど柔軟な対応ができるかということ。もう一つは、指導者は自分のチームをもっていることがあるため、例えば、自分のチームの練習時間と「町営クラブ（仮称）」の練習時間が重なってしまったが、他の指導者の都合が合わない場合、合同で練習をするなどの対応をしてよいか。そこでダメなら仕方ないが、どうしたらより持続可能なかたちで行えるかを検討してもらうための提案である。自分のチームを休止して、「町営クラブ（仮称）」の指導を優先するのは違うと思うので、柔軟な対応ができるように考えてほしい。今後も、思いつく課題を追記して提案を続ける。

会長・・・

報告事項の資料と協議事項の内容が重複しているとのこと、資料の質疑については、協議事項の中で受けていきたいと思う。

3 議題2 協議事項

会長・・・ 協議事項の（１）～（３）までまとめて協議していきたい。事務局から説明をお願いします。

事務局・・・ まず、（１）教職員説明資料、部活動懇談会資料についてです。資料１について、意見を伺う。

委員・・・ 意見として、「従来の部活動にない活動も立ち上げていくことを想定」とあるが、今部活動にあるものから立ち上げていった方がよいと思う。学校が大会等に参加しなくなったときに設立できていないものは公的な組織から大会等に参加する機会を失うとのことなので、優先順位をつけて取り組むべきだと思う。

事務局・・・ 大会等への参加を考えると、委員のような考え方もあると考える。ただし、本件の目的はスポーツ・文化活動振興であるため、指導者等が整い立ち上げ可能となっている活動をあえて立ち上げないということはしないため、従来の部活動にない活動も立ち上げていくとしたい。

委員・・・ ２点質問する。まず１点目は、先ほどの説明で指導者は最低３名必要とあったが、実際に指導するときに３名必要という解釈でよろしいか。２点目は、「公的な組織からそのスポーツ・文化活動に関わる機会はなくなる」という記述について、具体的に詳しく教えていただきたい。

事務局・・・ まず、１点目の指導者３名の考え方については、実際に指導する際に、１人で指導することがないように最低２名必要と考えている。また、指導者も交替で休息できるように交替要員を考えると、最低３名必要という考え方である。

委員・・・ そうすると、予算との関係もあると思うが、１回の指導には２人しか指導してはいけないということか。

事務局・・・ 予算の上限があるため、柔道のように１０名指導者がいる場合でも、１回の活動の指導者は３名までなどのお願いをすることになる。

事務局・・・ ２点目の「公的な組織からそのスポーツ・文化活動に関わる機会はなくなる」という記述については、令和７年９月以降も平日の部活動は、スポーツ・文化活動振興、生涯学習の場として継続するが、平日も地域での活動にしていくことも示されているため、学校が平日の部活動をやめるタイ

ミングで、「町営クラブ（仮称）」が立ち上がっていない場合は、公的な組織（公的な組織とは、学校や町が運営する団体）からそのスポーツ・文化活動に関わる機会はなくなるということである。

委員・・・ 平日の部活動は、大会等に参加しなくなった後も継続されるということか。

事務局・・・ まず、国は改革推進期間に休日の部活動を地域の活動として行えるように準備することを指示している。その後、進捗状況にもよるが、改革推進期間後の令和8年度から平日の活動についても準備をしていくように指示している。そのため、学校から大会等に出場しなくなった後も、平日の活動を地域で行えるようになるまでには時間がかかるため、その間、学校ではスポーツ・文化活動振興を目的として平日の部活動が残ることになると考える。

委員・・・ 「参加する大会等については、知多・県以上の連盟や協会の大会等とする」とあるが、町のスポーツ協会などの大会にも、学校から出場しなくなるということか。

事務局・・・ そのとおりである。ただし、町内の大会等については、学校の名前がなくても出場することができ、実際に保護者が代表になって出場しているような事例もあると把握している。よって、出場したい場合は、教員以外の方が代表者になって、任意で出場することになると考えている。

会長・・・ 実際に、現在も協会の大会には「〇〇道場」「〇〇クラブ」など、学校以外の団体で出場してきているので、そのようなかたちになると思う。

事務局・・・ 次に、資料2について意見を伺う。

委員・・・ 背景のところで、問題として少子化への対応と教員の多忙化の2点が挙げられているが、今までの議論の認識として、教員の多忙化の方が必要性が高いという認識だったので、記載の順番を変えた方がよいのではないか。

事務局・・・ 少子化によって部活動の数が減少し、活動が困難になったり、出会える種目が減少したりしていることも大きな問題であるため、この2点の問題は並列だと考えている。よって、順番を変えてもよいが、このままでも問題ないと考えている。

委員・・・ 部活動から大会等に出場しなくなった後の目的を説明したときに、小学校のコミュニティースクール事業に触れていたと思うが、詳しく教えていただきたい。

事務局・・・ 中学校の部活動改革が動き出す前から、町では小学校の部活動廃止を受けて、コミュニティースクール事業に取り組んでいる。まだ、試行期間ではあるが、具体例としては緒川小学校で地域の方を指導者として招き、授業後に任意の児童が参加してスポーツや文化活動を行うという取り組みが行われている。今後、他の小学校でもこのような活動を行えるようにすることを目指しており、それと同様に、中学校の平日の部活動も、生徒がスポーツや文化活動に触れる機会となっていくということを説明した次第である。

委員・・・ 平日の部活動がそのような目的となるのであれば、中学生が3年生の夏に引退する必要はなくなるのではないかと考えるがどうか。

事務局・・・ 「町営クラブ（仮称）」に関しては、中学校を卒業するまで所属できることとしているが、部活動については現在検討できていない。今後、学校教育課や校長先生方の意見を伺い検討していきたい。

委員・・・ 部活動に所属している子が「町営クラブ（仮称）」にも所属した場合、指導者が2人となるため、指導方針の違に生徒が戸惑うことが懸念される。その点について、学校の指導者と打ち合わせの機会をつくったり、言ってよいことといけないことを決めておいたり対策が必要だと考えるので、検討してほしい。

事務局・・・ 「町営クラブ（仮称）」の目的は、「活動に親しむ」ことであるため、指導者の価値観を生徒に押し付けるようなことがないように、指導者養成講習会で伝えていく予定である。但し、指導してはいけないということは不自然だと考えるので、発言を制限させるようなことは考えていない。また、学校の顧問と打ち合わせが必要という状況が発生するようであれば、学校からも協力するという言葉を伺っているため、必要に応じて柔軟に対応していきたいと考えている。

委員・・・ 生徒が「町営クラブ（仮称）」に集まらない場合、活動を実施する人数の取り決めをするような予定はあるか。

事務局・・・ 「町営クラブ（仮称）」の目的は、「活動に親しむ」ことであるため、参

加者が1名であっても、多人数であっても価値は変わらないと考えている。ただし、活動開始から1時間以上経過した状況で参加者が帰宅してなくなった場合は、活動を終了して従事した時間を報告してもらう方針で考えている。

会長・・・ 学校開放事業では、10名以上いないと活動を認めておらず、その考えと矛盾すると思うが、どう考えるか。「町営クラブ（仮称）」も学校開放として行おうと認識しているが。

事務局・・・ 「町営クラブ（仮称）」は、学校開放事業として設定している時間帯とは別の枠で行うため、学校開放事業とは別物である。そして、学校開放事業の規定を用いる考えはない。

会長・・・ しかし、使っていない会場があれば、地域の団体からは使わせてくれないのかという問い合わせが必ずあると思う。

事務局・・・ まずは「町営クラブ（仮称）」を優先して取り組んでいくが、立ち上がる活動の数によって、空きっぱなしの施設が出でくるようであれば、施設の有効利用も検討していきたいと考えている。

事務局・・・ 次に、資料3-1、3-2について意見を伺う。

委員・・・ 今、補正予算を確保するために尽力してくれていると思うが、もし予算が取れないとなったときに、指導者もいるのに活動が立ち上がらないというのは計画としてよくないと思うので、どのように対応するのか伺いたい。また、これからも指導者を募集していくと思うので、吹奏楽のように指導者が集まっていないならば、どのようにアプローチしていったらよいかなど、地域の方がいるこの場でそういったアイディアをもらえるとよいと思う。

事務局・・・ まず、予算がない場合の対応であるが、現在は予算査定中のため、明確なことは言えないが、切れ目なく活動機会を確保することが重要であると考えているため、実施できる方法を提案していきたい。指導者が足りない場合の対応は、基本は指導者で行う想定であるが、人数によっては、指導者と指導はできないが見守ってくれるという人で複数名を確保し活動していくなど柔軟な対応が必要だと考えている。

委員・・・ 吹奏楽の指導者が足りないとのことだが、どのくらいの人数に声をかけ

て何人くらいに断られたのか教えていただきたい。

事務局・・・ アンケートを出したのは東浦吹奏楽団の方で、用意した用紙は 50 部である。そのうち回答があったのは 19 名で、そのうち指導はしたいが報酬は受け取らないという方が何名かいた。しかし、報酬を受け取らないというのは「町営クラブ（仮称）」の方針に当てはまらないため、そういう方を除くと 3 名に満たないということで立ち上げが困難だと判断した。

委員・・・ 声をかける指導者は町外の方でも問題ないか。

事務局・・・ 町外の方でも、東浦町の施設で指導してもらえれば問題ない。

委員・・・ 資格なども必要ないか。

事務局・・・ 資格は条件としていない。18 歳以上で、指導者養成講習会を受講することを条件としている。

委員・・・ いろいろな事情でお金を受け取らない方を、指導者として採用しないというのはどうか。せっかく地域にやってくれる方がいるのであれば採用すればよいのではないか。

事務局・・・ これまでの協議でも、指導者の方にしっかり責任をもって活動にあたってもらうためには、ボランティアではいけないという話し合いをしてきた。今回の吹奏楽のアンケートでも、お金をもらうほど責任は取れないという書き方もあったので、そういう方に生徒を任せるのは適当ではないと考えている。

委員・・・ 県の吹奏楽連盟でも人材バンクを創設するという話があったと思うが、県の指導者がどのような状況になっているか伺いたい。また、1 回 4800 円ほどの報酬になると思うが、プロの音楽家が指導に行く場合は、もう少し高額にできないか。プロの音楽家を呼んで、東浦吹奏楽団の団員も一緒についていくかたちであれば、もう少し指導者として集められると考える。

事務局・・・ 県の人材バンクについては、現在更新作業を行っているとのことで、更新作業が終われば、地域クラブ活動の動きにも対応していきたいという考えがあることは伺っている。

会長・・・ 県のスポーツ協会も人材バンクをもっている。そこに、東浦町の方もた

くさん出てくると思う。県の人材バンクも活用できるように検討してほしい。

事務局・・・ スポーツに関しても、県から人材バンクを整備しているということは伺っている。しかし、実際に申請方法などは明らかになっていないため、整い次第、活用も考えていきたい。

事務局・・・ 報酬の額については、当初は一定の額で運営したいと考えている。しかし、様々な支援事業などの動きが明らかになってきたときには、様々な指導者に対応できるように、柔軟に考えていきたい。

会長・・・ その解決は難しいと思う。報酬を受け取りたくないという人もいる。交通費として少額を支払うなどの方法もあるし、ボランティアで指導してくれようとする貴重な人材を逃がしてしまうのも忍びないと思うので、検討してほしい。

委員・・・ 今回のふれあい保険は、町負担で加入するということによろしいか。

事務局・・・ 今現在でも町で加入しており、実際に町が主催するイベントなどで活用している。「町営クラブ（仮称）」は教育委員会が運営主体となっているため、この保険をそのまま適応できるように調整している。

委員・・・ 「町営クラブ（仮称）」に参加した人にだけ適応されるということによろしいか。

事務局・・・ 活動に対して適応される保険であるため、「町営クラブ（仮称）」の活動中に起こったことに対して適応される。ただし、今までは「町営クラブ（仮称）」という活動がなかったので、これを適応させようとすると、別途今までよりも保険料が追加される可能性があるため、調整している。

委員・・・ 「町営クラブ（仮称）」に参加しない子に対して不平等という観点から参加料を徴収するということだったので、保険も同様ではないかと思ったので質問させてもらった。

事務局・・・ 「町営クラブ（仮称）」に限らず、町民で町のイベント等に参加した場合、誰にでも適応される保険ということで、全員にかけているのと同様になるので、町負担としている。

- 委員・・・ 参加費について金額がどれほどになるのか。保護者の立場で考えると、お金を払って参加させるということになると、期待値が高くなってしまふ。「大会でいい成績を残せるようにしてほしい、だってお金を払っているのだから」という心理が働くので、参加をしない人が増えるのではないかと心配になる。かといって、参加費を上げられると、行かせたいけど経済的にいけないという子もいると思うので、バランスが難しい。
- 事務局・・・ 基本的には、子どもたちがスポーツや文化活動に触れる機会を確保することが町の一番の目的である。さらに、指導者や参加者の意思等が整い、可能であれば大会等に参加する道はつくっていきたいと考えている。
- 事務局・・・ 参加費については、現在お伝えできる段階にないが、国が示す持続可能な活動を立ち上げるという観点から、金額を考えていきたいと思っている。ただし、経済的に困窮している世帯には配慮することも示されているため、そういった視点ももちながら運営を計画していきたい。
- 委員・・・ お金を払ったら期待値が上がるという保護者がいるならば、地域の団体がどの程度お金を求めているかなど、他と比較できるようにするといいいのではないかと考える。
- 事務局・・・ 実際に団体名を出して比較してもらうことはできないが、方針として「町営クラブ（仮称）」以外の団体も共に広報していくとしているので、現在、地域の団体に「aisp!Do!」に登録してもらうことを考えている。そして、その情報から「町営クラブ（仮称）」と比較してもらえればと考える。
- 委員・・・ 他市町やチームを参考にすることも大切だとは思いますが、それぞれの財源が違ふと思うので、安直に同じような金額にするのではなく、東浦町にそった根拠に沿って金額を決めていただきたい。そして、国からの補助金等も想定に入れているのか。
- 事務局・・・ 国からの補助金については、最初に国から指示が出たときは示されており、東浦町も支援を受ける予定で準備をしていたが、12月に方針が変わったときになくなってしまったので、現在もない状況である。
- 事務局・・・ 次に、資料4、資料5について意見を伺う。
- 委員・・・ バスケットボールだと、参加人数が多そうだし、指導者もいそうなので、2か所で行うなども検討してほしい。そうすると、3人指導者を確保しな

いといけないという条件が厳しい。先ほど話にも出たが、例えば一人は指導者で、あとはボランティアで賄うなど柔軟に対応する考えも残してほしい。

会長・・・ バスケットボールの見込みの78名はどのように算出したのか。

事務局・・・ 現在部活動に加入している中学生の人数を、アンケートで約50%の生徒が参加意思を示していたことから、半数にした数字が78名である。

会長・・・ 78名で一つの会場で活動することは可能なのか。

委員・・・ 難しい。同時に活動できるのは20名程度だと思う。しかし、時間をずらして別会場で行えば現在の指導者の数でも可能ではないかと思う。

事務局・・・ バスケットボールの活動予定場所に西部中学校と北部中学校の2か所を記載しているのは、複数会場になることも想定しているためである。しかし、森と川スポーツクラブの長い歴史の話などを伺うと、最初は参加者が殺到したものの、徐々に人数が減り廃止となった活動などがあることも伺っている。よって、まずは1か所から活動を始めて、状況をしっかりと把握しながら必要に応じて立ち上げていきたいと考えている。また、指導者に関しても、現在は資格の有無を問うておらず、指導者養成講座を受講することを条件としているため、方針を理解して取り組んでいただける方ならどなたでも構わないが、登録は必ずしてほしい。保護者アンケートでも、指導者どんな方なのかということを気にする人は多い。報酬を受け取ってもらうことも同じ理由だが、しっかりと登録をして、指導者講習会を受講してしっかりと方針を理解してもらっているということを伝えられる状況で運営していきたいと考えている。

委員・・・ 1日で複数か所で指導した場合も、報酬は支払われるのか伺いたい。

事務局・・・ 時給での支払いを想定しているため、従事してもらった分だけ支払う予定で考えている。

委員・・・ 1か所で運営を始めるということは理解できたが、そこまでの移動手段の課題は解決できたのか伺いたい。

事務局・・・ 現在、令和5年9月から立ち上げるということで、指導者の報酬の確保などを何とかしようと取り組んでいる状態であるため、移動手段の補償ま

で準備ができていない。将来的に整備を進めていきたいと考えているが、立ち上げ時にはそれも理解してもらった方に参加してもらうことになる。

事務局・・・ 補足として、「う・ら・ら」のバスの運行状況も把握したうえで、活動の開始時間などを決定することも必要になると考えている。

委員・・・ 仮にも町が運営する団体であるため、地域のクラブ等とは違う配慮もないといけないと考える。

4 その他、連絡・依頼事項等

- ・要保護、準要保護の家庭への支援について

国の方からも支援するように指示が出ており、検討していきたいと考えているため、今後の視点として伝える。

- ・「町営クラブ（仮称）」の名称について

要綱の作成などの内部的な資料の作成で正式な名称が必要なため、事務局の方で決定させてもらう。そして、ゆくゆくは愛称を参加者等に募集をかけて決定し、親しみをもって参加してもらえるようにしたいと考えている。

- ・次回の協議会開催日時調整について

日程は調整して後日連絡する。時間と場所については、今回と同様、午後7時からはなのき会館研修室を予定している。

閉会

午後8時50分

会議録作成者 東浦町の部活動及び新たな地域クラブ活動推進協議会事務局